

別紙厚生大臣請議
厚生省組織令の一部
を改正する政令案

小笠原 國務大臣 長	岡崎 國務大臣 常	大養 國務大臣	緒方 國務大臣
愛知 國務大臣 丞	保利 國務大臣 孝	草葉 國務大臣 丞	大造 國務大臣 丞
戸塚 國務大臣	小坂 國務大臣 丞	塚田 國務大臣	石井 國務大臣
木村 國務大臣 丞	加藤 國務大臣 丞	大野 國務大臣 丞	安藤 國務大臣 丞

内閣總理大臣

法制局長官

昭和二十九年 三月二十九日

内閣官房長官
内閣官房副長官

内閣事務官

甲三

官定
原十角

三十九	三十九	三十九
二十九	三十九	三十九
二十九	三十九	三十九

(号外) 371

誤入の使附の御すの類...
五、修正請議...
一、改訂...
二、改訂...
三、改訂...
四、改訂...
五、改訂...

を審査したが、右は請議のように閣議決定せられてよいと認める。

政令案

厚生省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

昭和二十九年三月三十一日

内閣総理大臣

呈案附箋の通り。

昭和二十九年三月二十九日

この件関係主任官 厚生事務官 畠中 順一

厚生省発人第九号

厚生省組織令の一部を改正する政令の

制定に関する件

厚生省組織令の一部を改正する政令を制定する必要がある。よつて別紙政令案を提出する。

右閣議を請う。

昭和二十九年三月二十九日

厚生大臣 草葉 隆 円



内閣総理大臣 吉田 茂 殿

厚甲ニ三

厚生省

この手帳系主冊官

政令第四十四号

厚生省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第七
条第三項及び厚生省設置法（昭和二十四年法律第五百十一号）第
二十九条第二項の規定に基き、この政令を制定する。

厚生省組織令（昭和二十七年政令第三百八十八号）の一部を次
のように改正する。

目次中「第七章 保険局（第五十条―第五十七条）」を「第七
章

引保険局（第五十条―第五十一条）第七十一条」に改める。

第三条中第十二号を削り、第十三号を第十二号とし、第十四号

を第十三号とする。

第六条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 国立国会図書館支部厚生省図書館に関すること。

第四十条中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 社会福祉事業振興会法（昭和二十八年法律第二百四十号）の施行に関すること。

第四十三条第一号中「消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）」の下に「及び消費生活協同組合資金の貸付に関する法律（昭和二十八年法律第十三号）」を加える。

第七章の次に次の一章を加える。

第八章 引揚援護局

（引揚援護局の分課）

第五十八条 引揚援護局に、左の十四課及び一室を置く。

総務課

引揚課

援護課

整理第一課

復員課

業務第一課

調査第一課

調査第二課

調査第三課

審査第一課

整理第二課

業務第二課

審査第二課

経理課

法務調査室

(総務課)

第五十九条 総務課においては、左の事務をつかさどる。

一 引揚援護局の行政に関し、総合的企画及び調整を行うこと。

二 引揚援護局並びに援護所、未帰還調査部、舞鶴地方引揚援護局、復員連絡局、復員連絡局支部及び地方復員部の職員並びに予算、決算及び会計に関する事務を総括すること。

三 海外戦没者の遺骨の収集等に関すること。

四 前三号に掲げるものの外、局の事務で、他課(室を含む)の

この章において以下同じ。)の主管に属しないもの

(引揚課)

第六十条 引揚課においては、左の事務をつかさどる。

一 引揚援護（未帰還者等の状況調査を除く。）及び未帰還者留守家族等の援護に関し、調査及び企画を行うこと。

二 内地以外の地域から内地に引き揚げた者（以下「引揚者」という。）の応急援護に関すること。

三 内地から内地以外の地域に引き揚げる者（以下「送還者」という。）の応急援護に関すること。

四 引揚者の引揚先における更生補導に関すること。

五 未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第百六十一号）の施行に関して総括すること。

六 援護所及び舞鶴地方引揚援護局の業務（復員業務を除く。）

一 の指導監督に関すること。

七 前各号に掲げるものの外、引揚者、送還者、未帰還者留守

家族等の援護に関する事務で、他課の主管に属しないもの

（援護課）

第六十一条 援護課においては、左の事務をつかさどる。

一 戦傷病者、戦没者遺族等の援護に関し、調査及び企画を行うこと。

二 戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第二百二十七号）の施行に関して総括すること。但し、社会局の主管に属するものを除く。

三 戦傷病者戦没者遺族等援護法の規定による障害年金、障害一時金、遺族年金及び弔慰金（以下それぞれ「障害年金」、「障害一時金」、「遺族年金」又は「弔慰金」という。）に関する不服の申立に関すること。

四 援護審査会に関すること。

五 前各号に掲げるものの外、戦傷病者、戦没者遺族等の援護に関する事務で、他課の主管に属しないもの

（整理第一課）

第六十二条 整理第一課においては、旧陸軍に関する左の事務をつかさどる。

一 人事資料に関すること。

二 史実資料の整理に関すること。

三 前二号に掲げるものの外、旧陸軍に関する残務の処理に関する事務で、他課の主管に属しないもの

（復員課）

第六十三条 復員課においては、旧陸軍に関する左の事務をつかさどる。

一 復員関係事務の調査、企画及び調整を行うこと。

二 復員業務に関すること。

三 復員相談に関すること。

四 未回収債権に関する事務その他経理関係の残務の処理に関するること。

2 復員課においては、前項の事務の外、未帰還調査部の業務（旧海軍に関する業務を除く。）、舞鶴地方引揚援護局の業務のうち旧陸軍に関する復員業務並びに復員連絡局及び復員連絡局支部の業務の指導監督に関する事務をつかさどる。

（業務第一課）

第六十四条 業務第一課においては、左の事務をつかさどる。

一 旧陸軍に関する恩給請求書（公務扶助料の請求書を除く。）の進達に関すること。

二 障害年金及び障害一時金を受ける権利の裁定に関すること。
三 障害年金を受けている者の受給権の調査に関すること。

四 未帰還者留守家族等援護法の規定による療養の給付（療養費の支給を含む。）及び障害一時金の支給に関すること。

（調査第一課、調査第二課及び調査第三課）

第六十五条 調査第一課、調査第二課及び調査第三課においては、旧陸軍に関する公務扶助料の請求書の進達に関する事務をつかさどる。

2 前項の各課は、左の表の区分により、それぞれ死亡の当時同表の下欄に規定する地域内に本籍を有していた死亡者について

、同項の事務をつかさどるものとする。

名称	区	分
調査第一課	中部復員連絡局の管轄区域（中部復員連絡局広島支部及び中部復員連絡局善通寺支部の管轄区域を除く。）	
調査第二課	東部復員連絡局の管轄区域及び北海道	
調査第三課	中部復員連絡局広島支部及び中部復員連絡局善通寺支部並びに西部復員連絡局の管轄区域	

（審査第一課）

第六十六条 審査第一課においては、旧陸軍に関する左の事務を

つかさどる。

- 一 遺族年金及び弔慰金を受ける権利の裁定に関すること。
- 二 遺族年金を受けている者の受給権の調査に関すること。

（整理第二課）

第六十七条 整理第二課においては、旧海軍に関する左の事務をつかさどる。

- 一 復員関係事務の企画及び調整を行うこと。
- 二 史実資料の整理に関すること。
- 三 恩給請求書の整理に関すること。
- 四 前三号に掲げるものの外、旧海軍に関する残務の処理に関

する事務で、他課の主管に属しないもの

2 整理第二課においては、前項の事務の外、舞鶴地方引揚援護局の業務のうち旧海軍に関する復員業務及び地方復員部の業務の指導監督に関する事務をつかさどる。

(業務第二課)

第六十八条 業務第二課においては、旧海軍に関する左の事務をつかさどる。

- 一 復員業務に関すること。
- 二 復員相談に関すること。
- 三 復員に関する調査に関すること。

四 未帰還調査部の業務の指導監督に関すること。

五 人事資料に関すること。

六 恩給請求書(公務扶助料の請求書を除く。)の進達に関すること。

(審査第二課)

第六十九条 審査第二課においては、旧海軍に関する左の事務をつかさどる。

一 公務扶助料の進達に関すること。

二 遺族年金及び弔慰金を受ける権利の裁定を行うこと。

三 遺族年金を受けている者の受給権の調査に関すること。

請求書の

(經理課)

第七十条 經理課においては、旧海軍に関する左の事務をつかさどる。

- 一 遺族年金及び弔慰金の請求書の整理に関すること。
- 二 遺族年金及び弔慰金の裁定後の整理に関すること。
- 三 未回収債権に関する事務その他經理関係の残務の処理に関すること。

(法務調査室)

第七十一条 法務調査室においては、日本国との平和条約第十一条に掲げる裁判により拘禁されている者に関する資料の整理及

び世話に関する事務をつかさどる。

附則中第二項及び第三項を削る。

附 則

- 1 この政令は、昭和二十九年四月一日から施行する。
- 2 この政令による改正後の厚生省組織令中引揚援護局の各課(室を含む。)の設置及びその所掌事務に関する規定は、当分の間の措置を定めたものであつて、おそくとも昭和三十年四月一日までに改正されるものとする。

- 3 援護審査会令(昭和二十七年政令第四百三十五号)は、昭和二十九年四月一日以後は、厚生省設置法第二十九条第二項の規

定に基く政令として、その効力を有するものとする。

4 援護審査会令の一部を次のように改正する。

第七条中「引揚援護庁援護局」を「厚生省引揚援護局」に改める。

5 この政令の施行の際、現に従前の援護審査会の委員である者であつて、厚生省設置法の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第二百七十三号）附則第三項の規定により、引き続き援護審査会の委員となるものの任期については、従前の例による。

厚生大臣
内閣総理大臣

理由

引揚援護庁が厚生省の内局となるに伴い、その分課及び所掌事務を定める等の必要があるからである。

厚生省組織令の一部を改正する
 政令案参照条文

厚生省

- 一、厚生省設置法（沿革）
- 二、引揚援護庁設置令
- 三、厚生省組織令（沿革）
- 四、引揚援護庁分課規定
- 五、援護審査会令

厚生省設置法（沿革）

昭和二十四年五月三十一日法律第五百一十一号

（厚生省の任務）

第四條 厚生省は、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進を図ることを任務とし、左に掲げる国の行政事務及び事業を一体的に遂行する責任を負う行政機関とする。

- 一 国民の保健
 - 二 薬事並びに麻薬及び大麻の取締
 - 三 社会事業、災害救助その他国民生活の保護指導
 - 四 児童及び母性の福祉の増進
 - 五 社会保険に関する事務及び事業（労働省の所管に属するものを除く。）
 - 六 人口問題に関する事務
- 2 厚生省は、前項の外、左に掲げる国の行政事務を一体的に遂行する責任を負うものとする。

一 引揚援護

- 二 戦傷病者、戦没者遺族、未帰還者留守家族等の援護
- 三 旧陸海軍に属していた者の復員その他旧陸海軍の残務の整理
(厚生省の権限)

第五條 厚生省は、この法律に規定する所算事務を遂行するため、左に掲げる権限を有する。但し、その権限の行使は、法律(これに基く命令を含む。)に従つてなされなければならない。

五十二 社会福祉法人の設立、解散又は合併を認可し、その解散又は収益事業の停止を命じ、及び社会福祉主事の資格を得るに必要な講習会、社会福祉事業従事者試験等を指定すること。

五十二の二 社会福祉事業振興会法(昭和二十八年法律第二百四十号)の定めるところにより、社会福祉事業振興会につき、認可を与え、その他監督等を行うこと。

五十二の三 生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)の定めるところにより、保

護の基準を定め、都道府県知事及び市町村長の行う保護の事務を監督し、保護施設の最低基準を定め、医療扶助に関する必要な診療方針及び診療報酬を定め、並びに保護処分に対する不服の申立について裁決すること。

五十二の四 身体障害者更生援護施設等の設備及び運営の基準を定め、都道府県に対して身体障害者更生援護施設等の設置を認可し、又はその認可を取り消すこと。

五十三 都道府県知事の行う災害救助につき、他の都道府県知事に対して応援をなすべきことを命ずること。

五十四 地域又は職域が都道府県又は特別市の区域を越える消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会の設立を認可すること。

五十四の二 消費生活協同組合資金の貸付に関する法律(昭和二十八年法律第十三号)の定めるところにより、都道府県に資金を貸し付けること。

五十五 民生委員及び児童委員を委嘱し、その定数及び指導訓練の基準を定めること。

六十三 戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百二十七号)の定めると

ころにより、障害年金等を受ける権利を裁定し、障害年金の額を改定し、及び不服申立について裁決をすること。

六十四 未帰還者等の状況調査を実施し、並びに未帰還者留守家族等被護法（昭和二十八法律第六十一号）の定めるところにより、留守家族手当の額を改定し、及び療養の給付の必要の有無を認定すること。

（社会局の事務）

第十二条 社会局においては、左の事務をつかさどる。

- 一 社会事業の助長及び監督を行うこと。
- 二 社会事業の調査研究を行うこと。
- 三 民生委員の指導及び監督を行うこと。
- 四 社会事業関係職員の教養訓練を行うこと。
- 五 生活困窮者その他保護を要する者に対して必要な保護を行うこと。
- 六 小、災者の応急救助を行うこと。

七 身体障害者の保護更生事業を実施し、その助長及び監督を行うこと。

七の二 戦傷病者の保護更生に関する調査及び企画を行い、並びにこれを実施すること。

八 消費生活協同組合の助長及び監督を行うこと。

八の二 消費生活協同組合資金の貸付に関する法律を施行すること。

九 公益質屋その他社会福祉施設の助長及び監督を行うこと。

十 小、災者の救助及び保護を要する者の保護に必要な物資に関すること。

十一 前各号に掲げるものの外、国民生活の保護及び指導に関すること。但し、他局の主管に属するものを除く。

（引揚援護局の事務）

第十四条の二 引揚援護局においては、左の事務をつかさどる。

- 一 内地以外の地域から内地に引き揚げた者に対する応急援護を行うこと。
- 二 内地から内地以外の地域に引き揚げる者に対する応急援護を行うこと。
- 三 引揚者の引揚先における更生補導を行うこと。

四 戦傷病者戦没者遺族等援護法を施行すること。但し、社会局の主管に属するものを除く。

五 未帰還者留守家族等援護法を施行すること。

六 旧軍人軍属の復員手続に関する事。

七 未帰還者等の状況調査及び死亡処理並びに旧陸海軍関係の死亡者の遺骨及び遺留品の処理に関する事。

八 前二号に掲げるものの外、旧陸海軍の残務の整理に関する事。

(援護所)

第二十八条 援護所は、引揚者及び送還者に対し応急援護を行う機関とする。

2 援護所は、神奈川県に置く。

3 援護所の内部組織は、厚生省令で定める。

(未帰還調査部)

第二十八条之二 未帰還調査部は、未帰還者等の状況調査及び死亡処理並びに旧陸海軍関係の死亡者の遺骨及び遺留品の処理に関する事務をつかさどる機関とする。

2 未帰還調査部は、千葉県に置く。

3 未帰還調査部の内部組織は、厚生省令で定める。

(留守業務部)

第二十八条之三 留守業務部は、左に掲げる事務をつかさどる機関とする。

一 旧陸軍関係の状況不明者の調査を行うこと。

二 旧陸軍関係の死亡者並びにその遺骨及び遺留品の処理を行うこと。

三 旧陸軍船舶部隊の残務を整理すること。

2 留守業務部は、千葉県に置く。

3 留守業務部の内部組織は、厚生省令で定める。

(所掌事務)

第三十九条之二 舞鶴地方引揚援護局は、本省の所掌事務のうち引揚援護及び旧軍人軍属の復員に関する事務を分掌する。

(位置)

第三十九條の三 舞鶴地方引揚振護局は、舞鶴市に置く。

(内部組織)

第三十九條の四 舞鶴地方引揚振護局の内部組織は、厚生省令で定める。

(復員連絡局)

第三十九條の五 復員連絡局は、本省の所掌事務のうち旧陸軍に関する第十四條の二第六号から第八号までに掲げる事務を分掌する。

2 復員連絡局の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

名称	位置	管轄区域
東部復員連絡局	東京都	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県 茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 山梨県 新潟県 長野県

名称	位置	管轄区域
中部復員連絡局	大阪市	静岡県 愛知県 岐阜県 三重県 富山県 石川県 福井県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県
西部復員連絡局	福岡市	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県

(復員連絡局支部)

第三十九條の六 復員連絡局支部は、復員連絡局の所掌事務を分掌する。

2 復員連絡局支部の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

名称	位置	管轄区域
東部復員連絡局 仙台支部	仙台市	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県

中部復員連絡局
名古屋支部
中部復員連絡局
広島支部
中部復員連絡局
香川県
善通寺支部

名古屋支部
香川県
善通寺町

静岡県 愛知県 岐阜県 三重県 富山県 石川県
鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県
徳島県 香川県 愛媛県 高知県

(内部組織)

第三十九条の七 復員連絡局及び復員連絡局支部の内部組織は、厚生省令で定める。

(所掌事務)

第三十九条の八 地方復員部は、本省の所掌事務のうち旧海軍に関する第十四条の二第六号から第八号までに掲げる事務を分掌する。

(名称、位置及び管轄区域)

第三十九条の九 地方復員部の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

名称	位置	管轄区域
横須賀地方復員部	横須賀市	北海道 青森県 岩手県 宮城県 秋田県 福島県 茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 山梨県 長野県 静岡県
呉地方復員部	呉市	愛知県 岐阜県 三重県 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県
佐世保地方復員部	佐世保市	徳島県 香川県 愛媛県 高知県 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県
舞鶴地方復員部	舞鶴市	山形県 新潟県 富山県 石川県 福井県 滋賀県 京都府

(内部組織)

第三十九條の十 地方復興部の内部組織は、厚生省令で定める。

附則

- 1 この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。但し、目次の改正規定（第二章第三節第一款に關する部分を除く。）第六條第一項の改正規定、第七條の改正規定前段、第十四條の次に一條を加える改正規定、第十五條の改正規定、第二十八條の改正規定、第二十九條第一項の表の改正規定後段、第三十條の改正規定後段、第二章第三節第三款の次に三款を加える改正規定、第三章の改正規定及び附則第二項の規定は、昭和二十八年四月一日から施行する。
- 2 引揚援護庁設置令（昭和二十三年政令第百二十四号）は、廃止する。
- 3 前項の規定施行の際引揚援護庁に勤務する職員は、別に命令が發せられない限り、厚生省の本省の相当の職員となるものとする。

引揚援護庁設置令

昭和二十三年五月二十九日政令第百二十四号

内閣は、ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件（昭和二十年勅令第五百四十二号）に基き、ここに引揚援護庁設置令を制定する。

第一章 総則

（設置）

第一條 この政令により、厚生省の外局として、引揚援護庁を設置する。
又 引揚援護庁の長は、引揚援護庁長官とする。

（所掌事務及び権限）

第二條 引揚援護庁の所掌事務は、左の通りとし、その権限の行使は、その範囲内で法律（法律に基く命令を含む。）に従つてなされなければならない。

- 一 今次の戦争の終結により内地以外の地域から内地に引揚げた者及び内地から内地以外の地域に引き揚げる者に対する応急援護及び検渡に關する事務を行うこと。
- 二 戦傷病者、戦没者遺族等の援護及び未帰還者留守家族等の援護に關する事務を行う

こと

三 旧陸海軍の復員及びこれに関連する事務を行うこと

第二章 本庁

(内部部局)

第三條 引揚後護庁に長官官房及び左の二局を置く。

後護局

復員局

(長官官房)

第四條 長官官房においては、引揚後護庁の所管行政に関し、左の事務を掌る。

一 機密に関する事務を行うこと

二 所部の職員の任免、分限、懲戒、服務その他人事並びに教養及び訓練に関する事務を行うこと

三 長官及び次官の官印及び庁印を管守すること

四 公文書類の授受、発送、編集及び保存をすること

五 経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関する事務を行うこと

六 国有財産及び物品に関する事務を行うこと

七 職員の衛生、医療その他職員福利厚生に関する事務を行うこと

八 行政を考査すること

九 行政の総合調整に関する事務を行うこと

十 公報に関する事務を行うこと

十一 調査及び統計に関する事務を行うこと

十二 前各号に掲げるものの外、他局の所掌に属しない事務を行うこと

(後護局)

第五條 後護局においては、左の事務を掌る。

一 内地以外の地域から内地に引揚げた者に対する応急後護及び検渡に関する事務を行うこと

二 内地から内地以外の地域に引揚げる者に対する応急援護及び検査に関する事務を行うこと

三 引揚者の引揚先における更生補導に関する事務を行うこと

四 引揚援護に必要な施設及び物資に関する事務を行うこと

五 引揚者の医療に関する事務を行うこと

六 戦傷病者、戦没者遺族等の援護に関する調査企画の事務（厚生省の本省の所掌に属するものを除く。）を行うこと

七 戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）に基づく援護の実施に関する事務（厚生省の本省の所掌に属するものを除く。）を行うこと

八 未帰還者留守家族等の援護に関する調査企画の事務を行うこと。

九 未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第百六十一号）に基づく援護の実施に関する事務を行うこと。

（復員局）

第六條 復員局においては、左の事務を掌る。

一 旧軍人軍属の復員手続に関する事務を行うこと

二 旧軍人軍属中の状況不明者の調査及び死亡者の処理に関する事務を行うこと

三 戦傷病者戦没者遺族援護法の実施に必要な旧軍人軍属の調査を行うこと

四 旧陸海軍の残務整理に関する事務を行うこと

（官房及び各局の内部組織）

第七條 第三條に掲げる長官官房及び二局の内部組織は、引揚援護庁長官がこれを定める。（附属機関）

第七條の二 戦傷病者戦没者遺族等援護法の定めるところにより、議決し、及び厚生大臣に対して意見を述べさせるため、引揚援護庁の附属機関として援護審査会を置く。

又 援護審査会の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、政令で定める。

第三章 地方支分部局

（設置）

第 八 條 引揚援護庁に左の地方支分部局を置く。

地方引揚援護局

復員連絡局及び同支部

地方復員残務処理部

(地方引揚援護局)

第 九 條 地方引揚援護局は、第二條の事務を分掌する。

(復員連絡局及び同支部)

第 十 條 復員連絡局及び同支部は、旧陸軍の復員及びこれに関連する事務を分掌する。

(地方復員残務処理部)

第 十 一 條 地方復員残務処理部は、旧海軍の復員及びこれに関連する事務並びに旧海軍に
関する第六條第三号の二の事務を分掌する。

(地方支分部局の名称、位置、管轄区域等)

第 十 二 條 第八條に掲げる地方支分部局の名称、位置、管轄区域、内部組織その他必要な

事項は、引揚援護庁長官がこれを定める。

第 四 章 職 員

(職員)

第 十 三 條 引揚援護庁に長官の外、次長一人、その他所要の職員を置く。

又、前項の職員の外、地方引揚援護局の応急援護及び検査に関する事務に従事させるため、
厚生大臣は、関係各庁の官吏のうちから、厚生事務官又は厚生技官を命ずることができ
る。

第 十 四 條 削除

(次長)

第 十 五 條 次長は、長官を助け、庁務を整理する。

第 十 六 條 削除

(地方引揚援護局長)

第 十 七 條 地方引揚援護局長は、当該地方引揚援護局の所在する道府県の知事をもつてこ

れに充てる。

之 地方引揚援護局長は、長官の命を受け、地方引揚援護局の事務を掌理する。
(参考)

第十八條 引揚援護庁に参事二十人以内を置き、庁務に参事させる。

之 参事は厚生大臣の申出により関係各庁の一級の官吏及び学識経験がある者のうちから内閣総理大臣がこれを命ずる。

三 参事の任期は、一年とする。但し、特別の事由がある場合においては、任期中にこれを解任することは妨げない。

之 参事は、その職務に關して知り得た秘密を守らなければならない。

附 則

ノ この政令は、昭和二十三年五月三十一日から施行する。

ス 引揚援護院官制(昭和二十一年勅令第百三十号)、昭和二十年勅令第五百四十二号ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基く復員庁の部局に対する措置に關す

る政令(昭和二十二年政令第百十五号)及び昭和二十年勅令第五百四十二号ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基く第二復員局及び地方復員局に対する措置に關する政令(昭和二十二年政令第百二十五号)は、これを廢止する。但し、法律(法律に基く命令を含む。)に別段の定がある場合を除く外、従前の機関及びその職員は、この政令に基く相當の機関及びその職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

附 則 (昭和二十四年五月法律第一三三号)

この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

附 則 (昭和二十四年五月法律第一五四号)

この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

附 則 (昭和二十七年四月法律第一二〇号)

この法律は、日本国との平和條約の最初の効力発生の日から施行する。

附 則 (昭和二十七年四月法律第一二七号抄)

ノ この法律は、公布の日から施行し、昭和二十七年四月一日から適用する。

厚生省組織令（抜萃）

昭和二十七年八月三十日政令第三百八十八号

目次

- 第一章 大臣官房（第一条—第十条）
- 第二章 公衆衛生局（第十一条—第二十二条）
- 第三章 医務局（第二十三条—第三十一条）
- 第四章 薬務局（第三十二条—第三十八条）
- 第五章 社会局（第三十九条—第四十四条）
- 第六章 児童局（第四十五条—第四十九条）
- 第七章 保険局（第五十条—第五十七条）

附則

第一章 大臣官房

（大臣官房の分課）

第一条 大臣官房に統計調査部及び国立公園部に置くものの外左の四課を置く。

人事課

総務課

会計課

広報連絡課

ス 統計調査部に、左の三課を置く。

指導課

計析課

製表課

3 国立公園部に、左の二課を置く。

管理課

計画課

(総務課)

第三系 総務課については、左の事務をつかさどる。

一 所管行政の総合調整を行うこと。

二 所管行政に関する企画立案一般に関すること。

三 所管行政の考査一般に関すること。

四 国会との連絡を行うこと。

五 社会保障制度に関する総合的調査、研究及び企画を行うこと。

六 厚生科学研究補助金に関すること。

七 公文書類の接受、発送、編纂及び保存を行うこと。

八 法令案その他の文書の審査及び送達を行うこと。

九 官報掲載に関すること。

十 人口問題研究所に関すること。

十一 人口問題審議会に関すること。

十二 国立国会図書館支部厚生省図書館に関すること。

十三 社会保障制度審議会との連絡を行うこと。

十四 前各号に掲げるものの外、官房の事務で他課の主管に属しないもの、
(指導課)

第六条 指導課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 所管行政に関する調査一般に関すること。
- 二 所管行政に必要な統計に関し、連絡調整を行うこと。
- 三 所管行政に必要な統計に関し、資料の刊行、普及及び指導を行うこと。
- 四 統計に関する職員の養成を行うこと。
- 五 統計の現地指導を行うこと。
- 六 厚生統計協議会に関すること。
- 七 前各号に掲げるものの外、部の事務で他課の主管に属しないもの。

第五章 社会局

(社会局の分課)

第三十九条 社会局に、左の五課を置く。

保護課

更生課

生活課

施設課

(庶務課)

第四十条 庶務課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 社会福祉法人に関する認可その他社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)の施行に関すること。
- 二 福祉事務所の運営に関する指導監督を行うこと。
- 三 社会福祉主事に関すること。
- 四 共同募金会及び社会福祉協議会の指導監督を行うこと。
- 五 社会福祉に関する学校に対する教養訓練の委託その他社会福祉事業関係職員の教養訓練を行うこと。

- 六 民生委員法（昭和二十三年法律第九十八号）の施行に関する事。
七 日本赤十字社法（昭和二十七年法律第三百五号）の施行に関する事。
八 社会福祉事業一般に関する調査研究を行う事。
九 社会福祉審議会に関する事。
十 前各号に掲げるものの外、局の事務で他課の主管に属しないもの。
（生活課）

第四十三条 生活課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）の施行に関する事。
- 二 公益質屋法（昭和二年法律第三十五号）の施行に関する事。
- 三 第二種公営住宅に関する事。
- 四 婦人の保護更生に関する事。
- 五 同和事業に関する事。

六 前各号に掲げるものの外、社会福祉施設の運営監督その他国民生活の向上に関する事。

附則

この政令は、昭和二十七年九月一日から施行する。

昭和二十八年三月三十一日までの間、引揚援護庁に、従未通りの課（課に準ずるものを含む。）を置き、その所掌事務の範囲についても従未通りとする。

引揚 援護 庁分課 規程

昭和二十三年訓令第二号

第一章 長官官房

(総務課)

第一條 長官官房に総務課を置く。総務課においては引揚援護庁設置令第四條に定められた長官官房の事務を掌る。

第二章 援護局

(援護局内の課)

第二條 援護局に引揚課、援護課、整理第一課、整理第二課、審査第一課、審査第二課、審査第三課、審査第四課、審査第五課及び横浜援護所を置く。

(引揚課)

第三條 引揚課においては、左の事務を掌る。

- 一 内地以外の地域より内地に引き揚げた者（以下引揚者と称する。）の應急援護に
関する事務を行うこと
- 二 内地より内地以外の地域に引き揚げる者（以下送還者と称する。）の應急援護に
関する事務を行うこと。
- 三 引揚援護に必要な施設に関する事務を行うこと
- 四 引揚統計に関する事務を行うこと
- 五 地方引揚援護局の監理に関する事務を行うこと
- 六 引揚援護に関し、企画すること
- 七 特別未帰還者給与法に基く給与の実施（第七條の三第八号の事務を除く。）等に
関する事務を行うこと。
- 八 引揚者の引揚先における更生輔導に関する事務を行うこと
- 九 前各号に掲げるものの外、他課の所掌に属しない事務を行うこと

（援護課）

第四條 援護課においては、左の事務を掌る。

- 一 戦傷病者 戦没者遺族等の援護に関し、調査し、及び企画すること。
- 二 戦傷病者戦没者遺族等援護法（以下援護法と称する。）の施行につき、総括する
こと
- 三 障害年金 遺族年金及び弔慰金に関する不服の申立に関する事務を行うこと。
- 四 援護審査会に関する事務を行うこと
- 五 障害年金 遺族年金及び弔慰金に関する統計の事務を行うこと
- 六 前各号に掲げるものの外、戦傷病者、戦没者遺族等の援護に関し、他課の所掌
に属しない事務を行うこと。

（整理第一課）

第五條 整理第一課においては、日陸軍に関する左の事務を掌る。

- 一 遺族年金及び弔慰金に関する請、求書等の受理に関する事務を行うこと
- 二 遺族年金及び弔慰金を受けける権利の裁定に関する帳簿等の整理及び保管に關す

る事務を行うこと

三 遺族年金証書並びに遺族年金及び弔慰金に関する裁定通知書の作成及び交付に
関する事務を行うこと

四 遺族年金及び弔慰金を受けける権利の裁定につき、通知を行い、及び援護法第三
十七條に規定する国債の発行につき、請求を行うこと

五 遺族年金の支給を受けている者の受給権調査に関する事務を行うこと

六 審査第一課、審査第二課及び審査第三課において所掌する事務の調整を行うこと

(整理第二課)

第六條 整理第二課においては、前條第一号から第五号までに定められた事務のうち
旧海軍に關するものを掌る。

(審査第一課、審査第二課及び審査第三課)

第七條 審査第一課、審査第二課及び審査第三課においては、別表の第一に定める担
任区分により旧陸軍に關する遺族年金及び弔慰金を受けける権利の裁定の事務(第七
條の三第二号に定められた事務を除く。)を掌る。

(審査第四課)

第七條の二 審査第四課においては、旧海軍に關する遺族年金及び弔慰金を受けける権
利の裁定の事務(第七條の三第二号に定められた事務を除く。)を掌る。

(審査第五課)

第七條の三 審査第五課においては、左の事務を掌る。

一 障害年金を受けける権利の裁定の事務を行うこと

二 援護法第二十三條第一項第一号の規定による遺族年金又は弔慰金の支給事由た
る死亡が帰郷後生じたものである場合において、当該死亡の原因に關する審査の
事務を行うこと

三 障害年金に關する請求書等の受理に關する事務を行うこと

四 障害年金を受けける権利の裁定に關する帳簿等の整理及び保管に關する事務を行

うこと。

三六

五 障害年金証書及び障害年金に関する裁定通知書の作成及び交付に関する事務を行うこと

六 障害年金を受ける権利の裁定につき、通知を行うこと

七 障害年金の支給を受けている者の受給権調査に関する事務を行うこと

八 特別未帰還者給与法に基く災害給与の実施（予算に関する事務を除く。）等に関する事務を行うこと

第八條 横濱援護所においては、引揚者及び送還者に対する應急援護及び検査の実施に関する事務を掌る。

第三章 復員局

（復員局長）

第九條 復員局長は、引揚援護方設置令第六條に定められた事務（同條第三号の二に定められたものを除く。）の運用に關し、地方引揚援護局の業務部長並びに復員連絡局長及び地方復員残務処理部長を指揮する。

2 復員局長は、前項の外、引揚援護方設置令第六條第三号の二に定められた事務の運用に關し、地方復員残務処理部長を指揮する。

（復員局内の部課）

第十條 復員局に庶務課、復員業務部、経理部、資料整理課、法務調査課、整理課、審査第一課、審査第二課、審査第三課、留守業務部（以上各部課は、引揚援護方設置令第六條に定められた事務のうち旧陸軍に関するもの）に關し、所定の事務を掌る。及び第二復員局残務処理部を置く。

（庶務課）

第十一條 庶務課においては、左の事務を掌る。

- 一 復員局の文書の取扱を行うこと
- 二 復員局の通信を行うこと
- 三 旧陸軍関係の人事資料に関する事務を行うこと

三七

- 四 復員局の契約及び金銭事務を行うこと
- 五 標記及び通訳に関する事務を行うこと
- 六 前各号に定めるものの外、他課の所掌に属しない事務並びに庶務を行うこと

(復員業務部内の課)

第十二條 復員業務部に復員課、業務課及び復員相談所を置く。

(復員課)

第十三條 復員課においては、左の事務を掌る。

- 一 復員局内業務の総合調整に関する事務を行うこと
- 二 復員業務の大綱並びにこれに関連する交通及び通信(第十一條第二号に掲げるものを除く)に関する事務を行うこと
- 三 旧陸軍軍需動員部隊の残務整理(経理関係を除く)に関する事務を行うこと

第十四條 削除

(業務課)

第十五條 業務課においては、左の事務を掌る。

- 一 傷病者に対する手当等に必要を証明事務を行うこと
- 二 未復員者給与法に基く災害給与の実施(予算に関する事務を除く)等に関する事務を行うこと
- 三 援護法の規定により障害年金を受けようとする軍人軍属の身分及びその者が不具疾疾となつた原因の調査に関する事務を行うこと
- 四 援護法第二十三條第一項第一号の規定による遺族年金又は弔慰金の支給事由たる死亡が帰郷後生じたものである場合において、当該死亡の原因に關し調査すること

(復員相談所)

第十六條 復員相談所においては、復員についての相談に対する應答及びこれに関連する事務を掌る。

(経理部)



第十七條 経理部においては、左の事務を掌る。

- 一 諸経費の積算及び配当に関する事務を行うこと
- 二 諸経費の支出及び決算事務の補助に関する事務を行うこと
- 三 歳入徴収に関する事務を行うこと
- 四 出納官吏の決算及び会計事務の検査に関する事務
- 五 未役員者給与法に基く給与の実施（第十五條第二号の事務を除く。）等に関する事務を行うこと

六 旧陸軍関係の会計経理の残務整理に関する事務を行うこと

（資料整理課）

第十八條 資料整理課においては、史実資料の調製及び整理に関する事務を掌る。

（法務調査課）

第十九條 法務調査課においては、法務関係の資料の整理及び世話に関する事務を掌る。

（整理課）

第十九條の二 整理課においては、軍人軍属であつた死亡者の身分及び死亡原因に関する、後護法の実施に必要な調査の調整に関する事務を掌る。

（審査第一課 審査第二課及び審査第三課）

第十九條の三 審査第一課 審査第二課及び審査第三課においては、別表の第一に定める担任区分により軍人軍属であつた死亡者の身分及び死亡原因に関する、後護法の実施に必要な調査に関する事務（第十五條第四号に定められた事務を除く。）を掌る。
（留守業務部）

第二十條 留守業務部においては、左の事務を掌る。

- 一 状況不明者の調査を行うこと
- 二 死亡者の取扱並びに遺骨及び遺留品の処理に関する事務を行うこと
- 三 前二号に掲げる事項に関する、引揚後護方内各機関及び都道府県における業務の調整に関する事務を行うこと。

四 旧陸軍船舶部隊の残務整理に關する事務を行うこと
 五 軍人軍馬であつた死亡者の身分及び死亡原因に關し、援護法の實施に必要な調査資料の整理に關する事務を行うこと

2 留守業務部に庶務課、第一課、第二課、第三課、第四課、及び第五課を置く。
 (留守業務部の庶務課)

第二十一條 留守業務部の庶務課においては、左の事務を掌る。

- 一 留守業務部内業務一般の企画及び総括に關する事務を行うこと
- 二 留守業務部の文書の取扱を行うこと
- 三 留守業務部関係の諸経費及び物件に關する事務を行うこと
- 四 状況不明者の調査及び死亡者の處理に必要な資料の整理並びに統計に關する事務を行うこと。
- 五 索引カードに關する事務を行うこと

六 伝達此不明の遺骨、遺留品及び郵便貯金通帳の處理に關する事務を行うこと。

七 前二号に掲げるものの外他課の所掌に屬しない事務並びに庶務を行うこと

第二十二條 削除

(第一課 第二課 第三課 第四課及び第五課)

第二十三條 第一課、第二課、第三課、第四課及び第五課においては、別表の第二の業務担任区分により旧軍人軍馬の留守業務特にその状況不明者の調査に關する事務を掌る。

(第二復員局残務處理部)

第二十五條 第二復員局残務處理部においては、引揚援護方設置令第六條に定められた事務のうち旧海軍に關するものを掌る。

2 第二復員局残務處理部に庶務課、復員業務課、審査課、経理課及び資料課を置く。
 (第二復員局残務處理部の庶務課)

第二十六條 第二復員局残務處理部の庶務課においては、左の事務を掌る。

- 一 第二復員局残務處理部の庶務を行うこと

- 二 法務関係の資料の整理及び世話に関する事務を行うこと
 - 三 翻訳及び通訳に関する事務を行うこと
 - 四 前各号に掲げるものの外、他課の所掌に属しない事務を行うこと
- (復員業務課)

第二十七條 復員業務課においては、左の事務を掌る。

- 一 復員業務一般に関する事務を行うこと
- 二 復員未処理者の処理並びに状況不明者及び死亡者の調査整理に関する事務を行うこと
- 三 死亡者の取扱並びに傷病者に対する手当等に必要な証明事務を行うこと
- 四 旧海軍関係の人事資料に関する事務を行うこと
- 五 復員に関する調査及び統計に関する事務を行うこと
- 六 復員関係の相談に対する回答及び応接を行うこと

(審査課)

第二十七條の二 審査課においては、後護法の規定により障害年金を受けようとする

軍人軍属の身分及びその者が不具麻疾となつた原因の調査に関する事務並びに軍人軍属であつた死亡者の身分及び死亡原因に関し、後護法の実施に必要な調査に関する事務を掌る。

(経理課)

第二十八條 経理課においては、左の事務を掌る。

- 一 諸経費の積算及び取当に関する事務を行うこと
 - 二 諸経費の支出及び決算事務の補助に関する事務を行うこと
 - 三 歳入徴収事務の補助に関する事務を行うこと
 - 四 出郷官吏の決算及び会計事務の検査に関する事務を行うこと
 - 五 未復員者給与法に基く給与の実施等に関する事務を行うこと
 - 六 旧海軍関係の会計経理の残務整理に関する事務を行うこと
- (資料課)

第二十九條 資料課においては、法務関係以外の各種資料の調製に關する事務を掌る。

別表の第一

名称 担任 区分

審査第一課

中部復員連絡局及び同名古屋支部管内各府県に本籍を有していた戦没者等（援護法第二十三條第一項第二号該当者を含む。）

審査第二課

北海道及び東部復員連絡局、同仙台支部、管内各都道県に本籍を有していた戦没者等（援護法第二十三條第一項第二号該当者を含む。）

審査第三課

中部復員連絡局広島支部、同善通寺支部及び西部復員連絡局管内各県に本籍を有していた戦没者等（援護法第二十三條第一項第二号該当者を含む。）

別表の第二

名称 担任 区分

第一課

旧第一方面軍の者

一 旧第三方面軍及び第四軍（陸軍病院を除く。）の者

第二課

二 旧関東軍直轄部隊、第三方面軍及び第四軍に關連の大きいソ連領内の收容所に抑留されていた者

一 朝鮮、樺太、千島及び中華民国（滿洲を除く。）にあつた旧地上部隊の者

第三課

二 旧関東軍直轄部隊の者

三 旧第三方面軍及び第四軍に屬する陸軍病院の者

四 終戦後西滿洲及び南滿洲に残留させられた者

一 旧航空部隊及び船舶部隊の者

第四課

二 中部太平洋、琉球諸島及び南方諸地、域にあつた旧地上部隊の者

三 旧外地部隊補充員中所屬転移前であつた者

四 旧内地部隊から外地に出張中等であつた者

第五課

- 一 終戦後ソ連領内に移送された者（第二課担任の者を除く）
- ニ 終戦後中共地域及び北朝鮮に残留させられた者（第三課担任の者を除く。）

援護審査会令

（昭和二十七年十月十日）
政令第四三五号

内閣は、引揚援護庁設置令（昭和二十三年政令第二百二十四号）第七条の二第二項の規定に基き、この政令を制定する。

（所掌事務）

第一条 援護審査会（以下「審査会」という。）は、戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第二百二十七号）第四条第一項、第七条第二項、第十条第三項及び第十四条第二項の規定により議決し、並びに同法第四十一条第二項の規定により厚生大臣に対して意見を述べらるものとす。

（組織）

第二条 審査会は、委員十人で組織する。

2 審査会に、特別な事項を審査するため必要あるときは、十人以内の臨時委員を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、厚生大

臣が任命する。

(任期)

第三條 学識経験のある者のうちから任命された委員の任期は、二年とする。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(非常勤)

第四條 委員及び臨時委員は、非常勤とする。

(会長)

第五條 委員のうちから互選された者は、会長として会務を総理する。

2 会長に事故があるときは、あらかじめ委員のうちから互選された者が、その職務を行う。

(会議)

第六條 審査会は、委員の三分の一以上が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

2 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 臨時委員は、当該特別の事項について議事を開き、議決を行う場合には、前二項の規定の適用については、委員とみなす。

(庶務)

第七條 審査会の庶務は、引揚撥護庁援護局において処理する。

(雑則)

第八條 この政令に定めらるものの外、議事の手続その他審査会の運営に関し必要な事項は、審査会が定める。

附則

この政令は、公布の日から施行する。